

1 議 事 日 程（第 1 日）

（平成 20 年第 2 回有田川町議会定例会）

平成 20 年 6 月 10 日
午前 9 時 30 分開会
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 特別委員選任の報告について
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 8 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町老人保健事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 9 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 10 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 11 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 12 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町簡易排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 13 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町浄化槽事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 14 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 4 号）

- 日程第 15 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 19 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 16 報告第 11 号 平成 19 年度 有田川町一般会計継続費精算報告書
- 日程第 17 報告第 12 号 平成 19 年度 有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 18 報告第 13 号 平成 19 年度 有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書
- 日程第 19 報告第 14 号 平成 19 年度 有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰
越計算書
- 日程第 20 報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 20 年度 有田川町老人保健事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 21 報告第 16 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 20 年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 報告第 18 号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 報告第 19 号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第 25 報告第 20 号 財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第 26 報告第 53 号 平成 20 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 27 報告第 54 号 平成 20 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 28 議案第 55 号 平成 20 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 29 議案第 56 号 平成 20 年度 有田川町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 30 議案第 57 号 有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 31 議案第 58 号 有田川町共同作業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 59 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 33 議案第 60 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 34 議案第 61 号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第 35 議案第 62 号 有田川町道路線の廃止について

- 日程第 36 議案第 63 号 有田川町道路線の認定について
 日程第 37 議案第 64 号 有田川町道路線の認定について
 日程第 38 議案第 65 号 有田川町道路線の認定について
 日程第 39 議案第 66 号 有田川町道路線の認定について
 日程第 40 議案第 67 号 有田川町監査委員の選任について
 日程第 41 意見書案第 2 号 道路整備に必要な財源確保に関する意見書の提出について

2 出席議員は次のとおりである (26 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	橋 爪 弘 典
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 〇 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 ✓ 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	亀 井 次 男	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

2 番	増 谷 憲	26 番	森 谷 信 哉
-----	-------	------	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
建設課長	中西一雄	産業課長	中島詳裕
地籍調査課長	大方肇	水道課長	山本満寿典
下水道課長	東敏雄	教育委員長	鈴間稔
教育長	楠木茂	学校教育課長	岩本良憲
社会教育課長	西尾幸治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池 ■ ひろ子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（橋爪弘典）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、26名であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成20年第2回有田川町議会定例会を開会いたします。

開議 9時31分

○議長（橋爪弘典）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番、増谷憲君、26番、森谷信哉君を指名いたします。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この際、議会運営委員長から6月4日に行われた委員会開催の結果について、ご報告を願います。

議会運営委員長、岡君。

○議会運営委員長（岡 省吾）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る6月4日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期といたしましては、本日から6月24日までの15日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第6から日程第40までの、報告20件、議案15件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会でご審議いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、本会議で議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力を

お願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（橋爪弘典）

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月24日までの15日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、報告20件、議案15件であります。

また、15番議員より意見書案が1件提出されております。

なお、本日の説明員は、町長ほか20名であります。

次に、監査委員より、平成20年2月、3月、4月分の例月出納検査及び定期監査、平成19年度水道事業棚卸検査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

去る3月25日から26日の2日間にわたり、3常任委員会合同による所管事務調査視察研修が実施されておりますので、3常任委員会を代表して、産業建設常任委員会副委員長から報告をお願いいたします。

産業建設常任委員会副委員長、岡君。

○産業建設常任副委員長（岡 省吾）

ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、3月に実施いたしました3常任委員会合同研修の報告をさせていただきます。

3月定例議会閉会後の3月25、26日の両日にわたり、総務文教・産業建設・住民福祉の3常任委員会合同で視察研修を行いました。

今回の目的は、限界集落への取り組みと観光と地域住民との共存、また森林整備についてを研究するため、先進地である京都府綾部市と南丹市、そして京都市北区に赴きました。

まず、綾部市において、老富町の限界集落の現地を視察し、綾部市の取り組みを伺いま

した。

綾部市では、195自治会のうち39の自治会が限界集落であり、市は他県に先駆け、平成19年度より定住促進・地域活性・自然環境保護等に努めるため、限界集落を「水源の里」と称して、5カ年の時限条例ながら条例を制定し、補助事業に取り組んでいるとのことでもあります。

水源の里の位置づけといたしましては、市役所から25km以上離れていること、高齢者比率が60%以上の集落であること、また世帯数が20戸未満で水源の地域に位置していることを条件としており、この一帯では5地区が対象となっているとのことであり、その取り組みといたしましては、定住促進のために、住宅整備の補助や定住支援金の給付、また地域振興策として特産品の開発や産業の育成、都市との交流事業やインフラ整備等に取り組まれておりますが、条例を施行し、歩みを始めたばかりでございますので、まだ目に見えた成果が上がっていないというのが現状であるとのことでありました。

有田川町においても、町内に23カ所の限界集落が存在し、そのうち数カ所では十数年のうちに消滅するというような集落もございます。これは極めて大きな問題であり、手遅れにならないうちの対策が急務であることは申すまでもございません。今後、取り組まれている綾部市を参考に、有田川町としても早期に対策を研究し、施策を講じることが喫緊の課題であると思われまます。

続いて、2日目には、日本の美しい原風景を今も残す南丹市美山町を訪れました。

この地は、清流美山川のたもと、かやぶきの里で知られており、風光明媚な観光地として全国的に有名でございます。住民の方々は、地域を挙げて町並みの保存に努めておられます。懐かしい昔にタイムスリップしたような空間で、癒しの想いに誘われ、感慨深く歩きました。かやぶきの家屋群の一軒一軒に消火栓が常設され、至るところに設置されている「火の用心」の看板が目に入り、当然ながら防災、とりわけ火災に備えて消火施設の充実や、その啓発が行き届いておりました。保存地区としての制約や観光客が多く訪れることで、ここに暮らす方々の生活に大変な支障を来すところだと思われまますが、住民の理解と協力あればこそ、観光地として成り立っている現実を痛感いたしました。

美山町を後にし、次に、京都の伝統産業の1つ、北山杉の磨き丸太と北山杉の歴史を紹介する北山杉資料館を訪れました。道中、車窓から見る山々の木々の手入れが行き届いており、杉の木一本一本が枝打ちされ、曲がることなく垂直に天に向かって伸びている様を見て、さすがは由緒ある北山の杉と感心する一方、有田川町の山林整備の遅れを痛感した次第でございます。

北山杉資料館では、館長からお話を伺いました。北山杉の歴史は古く、室町時代に遡るとのことでもあります。時の朝廷に、御用木として用いられたことでその名が確立されたとのことではありますが、現在では建築様式も変わり、磨き丸太を使った床柱などの用途は時代にそぐわず、受注が少ない現状であるとお伺いいたしました。しかしながら、本物志向にこだわる時代、また安心・安全を求める時代が訪れるときには、必ずまた脚光を浴びる

ものと思われま。

有田川町においても国産材が見直されつつある今こそ、木材の品質を向上させるために山林整備を怠らず、より一層、力を注がなければならないと改めて思うものでございます。

京都での2日間の研修を振り返り、有田川町とも抱える問題の共通する点が多く、その問題点を再認識しながら研修を終えたことは、たいへん有意義であったと同時に、今回の研修で得た様々な取り組みを参考にして、町発展に生かせるよう、今後もさらに研究できればと思います。

以上、誠に簡単ではございますが、3常任委員会合同研修の報告とさせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

…………… 日程第5 特別委員選任の報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、特別委員選任の報告についてを行います。

委員会条例第7条第1項及び第12条第2項の規定により、閉会中、議長において、お手元に配布のとおり、特別委員を選任いたしました。

なお、正副委員長についても互選されましたので、ご報告をいたします。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（橋爪弘典）

これより、議案の審議を行います。

お諮りします。

日程第6から日程第40までの報告20件、議案15件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第40までの報告20件、議案15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、先ほど議会が始まる前に、長らく地方自治に貢献されたということで、亀井議

員さんが知事表彰、それから横畑さん、新家さん、中✓議員さんについては県の議長会において表彰されました。改めて敬意を表し、深くお喜びを申し上げたいと思います。

本当におめでとうございました。

それでは、提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、ご紹介をいたします。

消防長の前田英幸でございます。

○消防長（前田英幸）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

住民課長の福原茂記でございます。

○住民課長（福原茂記）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

福祉課長の星田仁志でございます。

○福祉課長（星田仁志）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

社会教育課長の西尾幸治でございます。

○社会教育課長（西尾幸治）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

地籍調査課長の大方肇でございます。

○地籍調査課長（大方 肇）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

下水道課長の東敏雄でございます。

○下水道課長（東 敏雄）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

以上で、紹介を終わります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

報告第1号から報告第14号までの14議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年度一般会計及び各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めます。

報告第1号は、平成19年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。

今回の補正は、町税、地方譲与税、国及び県支出金、地方債等の額が確定しましたの

で、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2億169万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は168億9,276万6,000円と相成りました。

報告第2号は、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、平成19年度の事業費が確定したことにより、負担金及び医療費の額が確定しましたので、8,089万2,000円を減額し、補正後の予算総額は39億2,795万4,000円と相成りました。

報告第3号は、平成19年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、医療費の実績にあわせ、4億6,463万8,000円を減額いたしております。これにより、補正後の予算総額は38億3,643万6,000円と相成りました。

報告第4号は、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、平成19年度の保険料、国及び県支出金、交付金などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、6,622万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は20億6,851万2,000円と相成りました。

報告第5号は、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、分担金及び負担金、使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額を減額した結果、929万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は5億5,591万9,000円と相成りました。

報告第6号は、平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、分担金及び負担金、使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,220万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は2億8,045万5,000円と相成りました。

報告第7号は、平成19年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費など不用額となる未執行額40万2,000円を減額補正しております。

報告第8号は、平成19年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより、国・県支出金及び町債などが確定しましたので、不用額となる未執行額1,132万4,000円を減額補正しております。

報告第9号は、平成19年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、施設整備事業費等が確定したことにより、地方債等の額が確定しましたので、不用額となる未執行額を減額した結果、7,677万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は17億3,667万7,000円と相成りました。

報告第10号は、平成19年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、施設管理費等事業費が確定したことにより、使用料、諸収入及び繰入金の額が確定しましたので、99万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は1億1,991万6,000円と相成りました。

報告第11号から報告第14号までの4議案につきましては、平成19年度有田川町一般会計及び特別会計予算の繰越計算書の報告についてであります。

報告第11号は、平成19年度有田川町一般会計継続費繰越精算書の報告についてであります。

平成17年度から平成19年度まで、3カ年の通次繰越事業として実施した清水庁舎改築事業の完成に伴い、精算額4億7,744万7,832円の継続費精算報告書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第12号は、平成19年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成19年度の一般会計予算の経費を平成20年度に繰越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第13号は、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成19年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を平成20年度に繰越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、平成19年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成19年度公共下水道事業特別会計予算の経費を平成20年度に繰越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号から報告第16号までの2議案につきましては、平成20年度特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第15号は、平成20年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、平成19年度決算において、支払基金交付金、国庫支出金に不足が生じたので、4,320万3,000円を繰上充用する補正を行うものであります。これにより補正後の予算総額は、13億4,587万5,000円と相成ります。

報告第16号は、平成20年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。

特別養護老人ホームしみず園の基金運用から生じた利子額の確定に伴い、基金積立予算の補正を要するため行うものであります。

報告第17号は、有田川町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成20年度地方税法の一部改正に基づき、本条例の一部改正を行うものであります。改正の主なものといたしましては、個人住民税における寄附金税制の拡充及び公的年金からの特別徴収制度の導入、また、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設など、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

報告第18号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

後期高齢者医療制度の導入による国民健康保険税について、緩和措置等が講じられたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主なものといたしましては、後期高齢者医療制度に国保被保険者が移行した世帯で、同じ世帯内に国保被保険者がいる世帯に対し、従来と同様の軽減が受けられなくなる場合、5年間同じ軽減を受けられる措置、また、後期高齢者医療制度に移行することにより、国保加入世帯が単身世帯となる場合に医療分と支援金分の平等割額を5年間半額とする措置、また、社会保険等の被保険者の後期高齢者医療制度への移行で、残された65歳以上の被保険者が国民健康保険の被保険者となる場合の2年間減免する措置など、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

報告第19号は、有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有田川町土地開発公社より提出された、平成19年度の経営状況について報告させていただきます。

初めに、平成19年度の土地処分状況は、公有用地2,989.3平方メートルを7,968万4,274円で、アメニティタウン用地2万8,854平方メートルを1,603万9,500円で有田川町に売却し、公有用地（教育施設用地）826平方メートルを有田川町に寄付しました。平成19年度末における売却土地の保有状況は、公有用地2万3,718平方メートル、完成土地89万2,497平方メートルで、合計面積91万6,215平方メートルで、金額にして1億9,043万5,999円となります。

続きまして、財政状況でありますけれども、平成19年度損益勘定では、事業収益9,673万3,694円事業外収益52万852円、合計9,725万4,546円に対し、事業原価8,356万7,127円、事業外費用257円、一般管理費6,674万8,532円、合計1億5,031万5,916円となり、差引き5,306万1,370円が当年度損失金であります。

次に、平成20年度事業計画及び予算についてであります。

事業計画は公共用地取得事業1件で、交通安全施設整備事業、吉備インター連絡線第2工区工事、予定面積1,706.29平方メートル、予定価格1億1,100万円であります。

予算での収益的支出は、事業収益及び事業外収益の合計が30万6,000円で、支出は販売費、一般管理費及び予備費で105万円となり、差引きマイナス74万4,000円となります。

資本的収支は、収入については短期借入金1億1,200万円、支出は公有用地取得費1億1,100万円、予備費100万円となっております。

以上、報告いたします。

報告第20号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、財団法人有田川町ふるさと開発公社より提出された平成19年度の経営状況について報告させていただきます。

平成19年度は、宿泊施設白馬においては、各種宿泊プラン・テント販売・食堂部門の健闘により売上額が6,159万円で、前年比112.8%の699万円の増額となりました。また、コテージ・やすけ・オートキャンプ場も前年比105%の113万円の増額となりました。

しかし、施設全体の入り込み客も減少傾向——前年比12,314人減であり、昨年9月以降の燃料の高騰で、しみず温泉健康館・二川温泉の入浴客4,086人減、前年比93.3%の227万円の減額となり、公社全体として、売上額が2億5,337万円、対前年比99.2%の211万円の減収となりました。

一方、たび重なる燃料の高騰及び物価上昇で経営を圧迫し、11月以降の閑散期には臨時・パート従業員等の休業をお願いしたところではありますが、事業管理費全体では、前年比100.4%の2億365万円となり、経営収益はマイナス2,272万8,100円でありました。

以上、報告いたします。

議案第53号は、平成20年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、2款総務費の財産管理費では、コミュニティセンター建設事業費に1,500万円を、辺地共聴施設整備事業費に1,449万円を、3款民生費の障害者福祉費では、新規補助金制度導入に伴い214万1,000円を、6款農林水産業費の農業集落排水事業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金に1,660万円を、林業振興費では、機械化林業推進事業補助金に3,052万円を、7款商工費の観光費では、観光施設等整備事業及び公有財産購入費等に2,343万9,000円を補正し、今回の補正額は1億1,180万4,000円となり、補正後の予算総額は15億5,180万4,000円と相成りました。なお、補正額の財源といたしまして、国・県支出金、寄付金及び基金からの繰入れを充てることにいたしております。

議案第54号は、平成20年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、償還金及び委託料等に1,660万円を補正するものであります。補正後の予算総額は3億275万7,000円と相成ります。

議案第55号は、平成20年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設整備事業費等に1億2,000万円を補正するものであります。補正後の予算総額は16億3,237万2,000円と相成ります。

議案第56号は、平成20年度有田川町水道事業会計補正予算第1号です。

収益的収入は、当初予算3億6,214万5,000円に対し20万3,000円の減で、これは今回の資本的予算の補正による消費税及び地方消費税の減によるものであります。補正後の予算は3億6,194万2,000円となります。

また、資本的収入は、当初予算4億4,884万3,000円に対し1,110万2,000円の増となります。その内訳は、公共下水道事業に伴う水道管布設替え工事の補償費で、補正後の予算額は4億5,994万5,000円となります。

一方、資本的支出は、当初予算5億4,550万9,000円に対し1,540万2,000円の増となります。その内訳は、公共下水道事業に伴う水道管布設替え工事による排水管整備費であり、補正後の予算額は5億6,091万1,000円となります。

議案第57号は、有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地域間の情報通信格差の是正を図るため、国庫補助を受け修理川地区に移動通信用鉄塔整備を実施したことに伴い、「有田川修理川南局」を追加するため、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第58号は、有田川町共同作業場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

補助金等適正化法の改正により、国の補助金を利用し建設した施設の転用や処分が10年以上経過した場合には届出だけで認められることになりました。平成15年6月より休業している、この有田川町大型共同作業場については、NPO法人ふれあい作業所より借用の申し出があり、使用については地元の同意も得ており、町といたしましても施設の有効利用が図られることから、現在、障害者福祉施設に転用申請中であります。転用が認可され次第、普通財産として取り扱いたく、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第59号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の改正により、配偶者以外の扶養親族に係る加算額が引き上げられたことに伴い、本条例の一部改正に

ついて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第60号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成19年分の所得等の決定に伴い、国民健康保険税について、地方税法の規定による課税総額標準割合により算定したところ、税率等の変更が必要となることにより、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第61号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字下津野地内、町道下津野線延長452.79メートルについて、道路法の規定により路線の廃止をお願いするものであります。なお、本路線につきましては、まちづくり交付金事業による地区道路建設により見直しをいたします。

議案第62号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字長谷地内、町道鷲ヶ峰線延長4,710.91メートルについて、道路法の規定により路線の廃止をお願いするものであります。なお、本路線につきましては、辺地対策事業、町道鷲ヶ峰線改良工事の完成により、付け替え見直しをいたします。

議案第63号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字下津野地内、町道下津野線延長375メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。なお、本路線につきましては、廃止した路線の終点地点を変更し、再度認定をするものであります。

議案第64号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字下津野地内、町道下津野2号線延長207メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。なお、本路線はまちづくり交付金事業による地区道路として実施する路線であります。

議案第65号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字長谷地内、町道鷲ヶ峰線延長5,135メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。なお、本路線は辺地対策事業の完成により付け替え見直した分となります。

議案第66号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字長谷地内、町道鷲ヶ峰2号線延長530メートルについて、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。なお、本路線は辺地対策事業の完成により旧町道敷として残った分となります。

議案第67号は、有田川町監査委員の選任についてであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、有田川町大字明王寺17番地、亀井次男氏を有田川町監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願いをいたします。

10時半から全員協議会を開きます。

~~~~~

休憩 10時12分

再開 14時00分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第41、意見書案第2号、道路整備に必要な財源確保に関する意見書の提出についてを先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第41、意見書案第2号、道路整備に必要な財源確保に関する意見書の提出についてを先に審議することに決定しました。

…………… 日程第41 意見書案第2号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第41、意見書案第2号、道路整備に必要な財源確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案は、提出者15番議員、賛成者8番議員ほか7名より提出されていますので、15番議員に提案理由の説明を求めます。

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

意見書案第2号、道路整備に必要な財源確保に関する意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

お手元に配布の意見書案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

道路整備に必要な財源確保に関する意見書案。

和歌山県の道路改良率は全国ワースト2位であり、高速道路の整備を初め国道、県道の

改良は全国に比べ大きく立ち遅れています。この数字が示すように、地方における道路整備は地域住民の強い願いであります。近畿自動車道紀勢線の半島一周整備、中部縦貫道路である国道424号、世界遺産紀伊山地霊場と参詣道につながる国道480号等の最重要路線の整備促進とともに、地方住民の生活と経済活動発展のための道路整備が滞ることなく強力に推進されるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

記

1. 成立した道路特定財源に関する関連法、道路財政特別措置法については、平成20年度以降も受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化等を行うことなく、道路整備を強力に推進すること。
2. 地方に真に必要な道路整備を停滞させることのないよう国・地方の道路財源を十分確保し、長期道路整備計画の樹立と早期実施を求める。
3. 道路特定財源の目的から逸脱した支出、無駄な支出の根絶を図り、地方の道路財源に充てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月10日、和歌山県有田川町議会。

なお、提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、行政改革担当大臣であります。

十分にご審議いただき、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

提案理由の説明を終わります。

○議長（橋爪弘典）

これより、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立多数であります。

したがって、本意見書案は、原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第6 報告第1号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第6、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第7 報告第2号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第8 報告第3号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第9 報告第4号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第9、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第10 報告第5号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第10、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第11 報告第6号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第11、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 2 報告第 7 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 2、報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 9 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 3 報告第 8 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 3、報告第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 9 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第14 報告第9号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第14、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第15 報告第10号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第15、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 6 報告第 1 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 6、報告第 1 1 号、平成 1 9 年度有田川町一般会計継続費精算報告書を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第 1 7 報告第 1 2 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 7、報告第 1 2 号、平成 1 9 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第 1 8 報告第 1 3 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 8、報告第 1 3 号、平成 1 9 年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第 19 報告第 14 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 19、報告第 14 号、平成 19 年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第 20 報告第 15 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 20、報告第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第 21 報告第 16 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 21、報告第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 20 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第 2 2 報告第 1 7 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 2、報告第 1 7 号、専決処分承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

2 番、増谷です。

報告第 1 7 号、町税条例の一部改正について、3 点ばかり質疑をさせていただきたいと思います。

まず第 1 点目は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、第 4 7 条の 2 についてご説明をいただきたいと思います。

第 2 点目は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、附則第 1 6 条の 3 についてご説明をいただきたいと思います。

第 3 点目は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、附則第 1 9 条の 6 についてご説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

税務課長、赤井康彦君。

○税務課長（赤井康彦）

増谷議員さんのご質疑にお答えします。

まず、1 つ目として、本則の第 4 7 条の 2 についての説明ということであります。

この47条の2については、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入ということで、平成21年10月からの年金支給分から実施されることになっております。これは65才以上の年金等の受給者が特別徴収、いわゆる年金からの天引きとなりますが、これの対象となるということでもあります。ただし、老齢等、年金給付額が18万未満である方、それから特別徴収税額が老齢年金等年金給付の額を超える場合は対象外となっております。これが47条の2の主なものです。

それから、2点目の附則第16条の3についてですが。これは、上場株式等に係る譲渡益配当に係る10%の軽減税率が平成20年12月31日をもって廃止されます。平成21年の1月1日からは20%の税率となりますが、円滑にこの制度へ移行するために特別措置として、平成21年、それから22年の2年間、500万円以下の譲渡益、それから100万円以下の配当について10%の税率を適用するというものの規定であります。

それから、もう一つ、3点目の附則19条の6についてですが。これは、平成22年度以後の各年度分の個人の県民税及び町民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、または前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得から控除するというものです。例えば、株式を売って40万円の損失が出た場合、配当が100万円あったとすれば、今までは配当収入の100万円に10%をかけて10万円の税金となりますが、損益通算しますと100万円から40万円の損失を引いた残りの60万円に10%をかけて6万円の税金となるということでもあります。これは平成22年度以後の町民税に適用されることになっております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

反対討論を行います。

報告第17号、町税条例の一部改正についての反対討論を行います。

報告第17号、町税条例の一部改正について、以下の理由により反対とします。

第1に、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、第47条の2です。平成21年10月から支給する年金から住民税を天引きすることになっています。

第2に、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、附則第16条の3です。これは、いわゆる証券優遇税制で株式譲渡益や配当にかかる税率は、7%と住民税の

3%と合わせて10%にしていますが、もとの15%と住民税の5%入れて、20%に戻されます。しかし、例外的に2年間だけ、売却益は年500万円、配当は年100万円を限度に、10%の優遇措置が継続されることになっています。

第3に、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、附則第19条の6です。いわゆる損益通算制度では、株や投資信託を売って損失が出た場合、配当と相殺して税負担を軽くすることができます。例えば、仮に株式を売って40万円の売却損益が出た場合で、同時に、配当が100万円あったとすれば、現行制度では、配当収益の100万円に10%かけて10万円の納税となりますが、損益通算では、100万円から40万円を引いた残りの60万円に10%かけますから6万円の納税で済みます。しかも、株式をいつ売却するかは、投資家の判断で決められますから、新たな節税手段が増えることになります。

ただ、今年の4月から2010年3月末までに省エネ改修工事を行った場合、翌年の固定資産税の3分の1が減額されることなども含まれていますが、総じて、いま財政が大変と言っておきながら、このような税収を確保できないことは町にとっても問題であり、生活に困窮している住民からは、文句も言わず税負担等をさせる内容には賛同できません。

よって、以上の理由により、反対討論とさせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第23 報告第18号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第23、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

…………… 日程第 2 4 報告第 1 9 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 4、報告第 1 9 号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第 2 5 報告第 2 0 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 5、報告第 2 0 号、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

2 番、増谷憲君。

○2 番（増谷 憲）

2 番、増谷です。報告第 2 0 号について質疑をさせていただきます。

これは、できましたら町長さんにぜひご答弁いただきたいと思うんですが。

決算はさておいて、平成 2 0 年度の事業計画と、それから平成 1 9 年度の結果の対比をちょっとしてみたんです。この間の皆さんのご努力によって、いろいろやっていただいているんですが。企業診断士も入ってやっているんですけども。ただ、経費の削減がどういう内容になっているか見てみたんです。そしたら 1 9 年度と 2 0 年度を見ますと、1 9 年度の削減の 8 4 % ぐらいが人件費の削減になっているわけです。ですから、単なる人件費の削減で本当の経営改善になるのかどうかということが、この数字結果から見まして大き

く問われなければならないと思うんです。今日いただいた資料なんか見ましても、やっぱり雇用対策の一環として明らかに明記されていますしね。そういう点で言うたら、こういう極端な削減の中身が人件費でいいのかどうかということで、まあ改善するのいろいろな大変ですけども、その点たいへん気になるのと。

それから、集客をどうするかということが、やっぱり一番大きなネックになっていくと思うんですが、例えば、お名前出して悪いんですが、ここに座っておられる亀井議員さんなんかは、今年仲間の方に呼びかけていただいて、単車のグループですかね、たくさん来ていただいて、温泉へも来ていただいたこともありましたように、当局も含めて、我々議員も含めて、そういう、つてを使ってね、できるだけそういう呼び込みができるようなことを我々も努力をする姿勢がなかったらあかんと思うんですが、そういう立場でどうなのかというのと。

あわせて、年間通して定期的にイベントができるような内容にならないのかどうか、その点を含めてお伺いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

まず、開発公社、集客数が減ってきました、非常に経営が苦しいということで、経営診断士を入れて、いろんな検討をさせていただきました。若干であります、議員ご指摘のとおり、人員削減とか、そういうことによって改善できたんですが。清水地域のふるさと開発公社、これ本当に何十人という方が働いてくれていますし、議員おっしゃるとおり、ただ赤字やさけ閉めたらええとか、人員を削ればええという、削って改善するということは毛頭考えておりませんけれども、あまりにも赤字がかさんできたので、やむなくいったん調整をさせていただきました。

その中でですね、やっぱり議員ご指摘のとおり、これからどのようにして集客をするかということで、実は先日も、今お話がありましたとおり、亀井議員さんとのつながりのある方がハーレーの会をつくっていまして、180台余り当町へ来てくれました。きびドームの広場いっぱいになるくらいの数で、その方々がここから清水へ上がってくれて、お昼ご飯食べて、温泉へ入って、どうやらあらぎの里でもたくさん買ってくれたようであります。

先日も、僕に直接その代表の方からお電話いただきまして、紀州の「紀」と奈良の大和の「和」をつけて「紀和の会」というのをこの21日に結成するんだと。ついては町長さん、副町長さん、亀井議員さんにぜひ顧問になっていただきたいというお話ありまして、喜んでお引き受けをしたところであります。年に2回ぐらい、ハーレーの会員の方が清水へ必ず行かせてもらいますと。そしてまた、お米とかおいしいものがあつたら定期的にお譲りをいただきたいという非常にありがたいお話もいただいています。

それと、インターネットとか広告、チラシ、これで有田川のすばらしいものを宣伝するのも1つの方法ですけれども、やっぱり体験をしてもらって、有田川町のよさを感じていただくということで、実は町の企画ではなかったんですけども、有志の方々4人が、和歌山大学の学生さんと横浜大学の学生さん、この2人を4泊5日で招待しまして、有田川町のすばらしいところで体験をしていただきました。もちろん、タケノコ堀りとかレモンの収穫、あるいは生石の山田牧場で地鶏の卵の収穫、それから明恵峡温泉でも半日、風呂の掃除とかを手伝っていただいて、あるいはオレンジの郷でも介護の実習をしていただいたということで、きょうもそのレポートと手紙をいただきました。非常にいい体験をさせてもらったということで喜んでくれまして、その体験した2、3日あとで、実は広島大学の観光学部の生徒が「その人から聞きました」と、「今度私たち、いつ行かせてもらったらいいんですか」という電話もいただきまして、非常に有田川町がすばらしいということで、その1人の横浜大学の女性が方々へ電話をしてくれたようです。

非常にすばらしいことですので、この夏からしたかったんやけど、清水の宿泊施設が夏がもういっぱいですんで、できたら冬の間、暇なときに。約60余り公立・私立合わせて全国の大学に観光学部があるそうです。まず、そこの学生さん10人ぐらい、1週間ぐらい受け入れようかなと思って、これはやっぱり民間の方の協力ももちろん要りますんで、いろんな方に「来たら体験させてやってよ」とか、あるいは「一日食事、泊まったりするんで世話してくれよ」ということで、みんなに今、声をかけています。おかげさんで喜んで協力はさせてもらうという返事をいただいていますんで、そういう方向でもですね、観光の集客を図っていききたいなと思っています。

増谷議員さんおっしゃるとおり、亀井さんのように、またいろんなつながりがありましたら、みなさん方にもぜひご協力を賜りたいなと思っています。

とにかく非常に厳しい経営でありますけれども、清水地域でこの施設をつぶせば、恐らく火が消えたようになるのではないかと考えていますし、たくさんの雇用の場でもありますんで、とにかく経営改善のためにこれからも努力していききたいなと思っています。まず集客が大きな目的になりますんで、今後みんなと一緒にですね、地域の方々にもお願いをして、努力をしていききたいと思っています。

横浜大学の学生さん、菊池さんという方ですけども、お手紙をいただきまして、「非常にいい勉強になりました」と。「景色のいいところ、あるいは食べ物のおいしいところは全国になんぼでもあります。ただこの4日間でいろんな方々にお世話いただきました。やっぱり観光というのは、人と人とのつながりや」と、「有田川町のすばらしい人に会えて非常によかった。ぜひまた機会があれば、私ももう一回来たい」というお手紙をいただきました。やっぱり観光というのは、みんなで取り組んでいかなければ、いくら経営努力しても、地域の方と一緒にやっていくことが一番集客につながるんかと思っていますんで、今後いろんな、もちろん人件費の削減もそうですけども、いろんな方向でできるだけ施設が町外の人にご利用していただけるように、これからも頑張っていきたいと思

ますので、議員のみなさん方もぜひご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

お諮りします。

日程第26、議案第53号から日程第40、議案第67号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、6月18日、水曜日、午前9時30分に開議いたします。

ご苦労さまでございました。

~~~~~

延会 14時34分

